

第1表 資金不足比率

会計名	平成26年度	経営健全化基準	備考
1. 下水道事業特別会計	—	20.0%	
2. 土地区画整理事業特別会計	—	20.0%	

注1：資金不足が生じていない場合につきましては、「—」の表示となります。

注2：経営健全化基準以上の数値となった場合には、その解消を内容とした「経営健全化計画」の策定が義務付けられることとなります。